

「長久手市と社会福祉法人日本介助犬協会の連携に関する協定書」に基づく

長久手市教育委員会と社会福祉法人日本介助犬協会との協働について

長久手市教育委員会と社会福祉法人日本介助犬協会は、平成24年7月に締結した「長久手市と社会福祉法人日本介助犬協会の連携に関する協定書」に基づき、子どもたちに対する福祉教育の推進を図り、教育を通じてやさしさの輪を市民に広げるため、次のとおり協働して取り組むものとする。

1 目的

介助犬に関する理解を通じて、子どもたちが障がいへの理解を深め、思いやりの心を育むことを目的とし、長久手市立の小中学校に通う児童・生徒が等しく福祉教育を受けられる機会を確保するための具体的な協働内容を定める。

2 協働内容

(1) 長久手市教育委員会

社会福祉法人日本介助犬協会と協働し、次に掲げる支援を行う。

ア 長久手市立小中学校に対する本文書の趣旨及び内容についての情報提供

イ 学校と社会福祉法人日本介助犬協会と連絡・調整が円滑に行われるための支援

(2) 社会福祉法人日本介助犬協会

長久手市立の小中学校からの依頼に応じ、次に掲げる福祉教育を実施する。

ア 小学校6校に対しての介助犬に関する講演実施及び施設見学の受け入れ

イ 中学校3校からの職場体験の受け入れ

3 その他

本文書に基づく取組を円滑に進めるため、長久手市教育委員会と社会福祉法人日本介助犬協会は、必要に応じて情報共有及び協議を行うものとする。

令和8年3月9日

長久手市教育委員会

教育長

大澤 寿明

社会福祉法人日本介助犬協会

理事長

高柳 友子